

社会福祉法人所沢市社会福祉協議会役員の報酬等及び委員等の費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人所沢市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員
の報酬等及び委員等の費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「委員等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 評議員
- (2) 本会会長が委嘱した委員等及び業務上必要と認めた者
(役員の報酬等)

第3条 役員の報酬は、別表第1のとおりとする。

- 2 前項に定めるもののほか、常勤の役員に対しては、通勤手当及び期末手当を支給する。
- 3 報酬の支給方法並びに通勤手当の支給額及び支給方法等については、社会福祉法人所
沢市社会福祉協議会職員給与規程の例による。
- 4 期末手当の支給額は、報酬月額に、6月期においては0.9、12月期においては1.
3を乗じて得た額とし、その支給方法等については、社会福祉法人所沢市社会福祉協議
会職員給与規程の例による。

(費用弁償)

第4条 役員及び委員等が会議に出席したとき、及び本会を代表して執務に参加したとき
は、別表第2に定める費用弁償を支給する。ただし、会長及び常勤の役員を除く。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、会長が、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法
律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日ま
での日に執務した場合には、前項の費用弁償を支給するものとする。
- 3 役員及び委員等が本会の用務のため旅行したときは、別表第2に定めるもののほか、
社会福祉法人所沢市社会福祉協議会出張旅費に関する規程に規定する職員に支給する
旅費の額に相当する額を費用弁償として支給する。ただし、日当を除く。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第25号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区 分	報酬の額		備 考
	月額	100,000円	
会 長	月額	100,000円	
常勤の役員	月額	300,000円	
監 事	日額	7,900円	監査に出席したとき

別表第2（第4条関係）

区 分	費用弁償の額	
	1日	3,200円
理 事	1日	3,200円
監 事	1日	3,200円
評議員	1日	3,200円
会長が委嘱した委員等	1日	2,000円
その他業務上必要と認めた者	1日	予算をもって定めた額